

浅香山病院で診療を受けられた患者さまへ

当院では下記の臨床研究を実施しております。

本研究の対象に該当となる方で、この研究に関するご質問や、診療情報等を研究目的に利用されることをご了承いただけない場合は、下記の問い合わせ先にお問い合わせください。

対象となる方	下記期間に当院に運転免許更新時の診断書作成で初診、再診された患者様
研究課題名	浅香山病院認知症疾患医療センター受診の高齢者運転免許更新時診断書作成者の認知機能の推移とその予後について
当院の研究責任者	公益財団法人浅香山病院 精神科部長 正木 慶大
本研究の研究責任者 (他施設研究の場合)	なし
研究の概要 (目的・方法)	平成 27 年 3 月 12 日改正の道路交通法で満 75 歳の運転免許更新時に実技などと同時に簡易認知機能検査を受講し、認知症のおそれがある場合、および一定の期間に違反がある場合に医師の診断書提出を義務付けることとなった。当院認知症疾患医療センターにも同時期より診断書作成の依頼で受診例がある。その場合には概ね半年に 1 回程度経過観察でその後も受診を継続するために、認知機能および画像などの経過の推移の観察が可能となる。今回はその免許更新での診断書作成希望者を中心経過について調査し、認知機能の推移および症状の変化、また認知症の移行例については認知機能検査の中の予後推測因子の有無を調査する。
研究実施期間	研究実施期間は倫理委員会承認後より令和 7 年 3 月 31 日まで。研究対象期間は平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月の計 5 年間に上記診断書作成目的で初診となった事例でその後の経過観察期間を含めて令和 5 年 3 月まで。
試料/情報の 他の研究機関への 提供および提供方法	なし
個人情報の取り扱い	上記期間に電子カルテ上で閲覧し調査項目を確認する。認知機能スクリーニングで実施した心理検査値、画像検査の推移、など調査する予定。個人のデータは匿名化し個人情報の保護に十分な配慮を行う。個人のデータは匿名化し個人情報の保護に十分な配慮を行う。調査の結果については学術集会、学術誌で公表する。
本研究の資金源 (利益相反)	なし
お問い合わせ先	浅香山病院 精神科医局 正木 慶大（研究責任者）
備考	ご了承いただけない場合は令和 6 年 1 月 31 日より令和 6 年 2 月 29 日までの間にご連絡ください。